令和５年生駒市教育委員会

第１０回定例会　議案

令和５年１０月２３日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和5年生駒市教育委員会(第10回)定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第15号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和5年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の意見について)	1
報告第16号	令和5年生駒市議会第4回(9月)定例会提出議案の結果について	6
議案第25号	壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について	7

報告第１５号

臨時代理につき承認を求めることについて

（令和５年生駒市議会第４回（９月）定例会提出議案の意見について）

令和５年生駒市議会第４回（９月）定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第５条第２項の規定により、令和５年９月２６日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和５年１０月２３日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

【提出議案】

・令和５年度生駒市一般会計補正予算（第５回）

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　入

（款）　19 繰入金

（項）　1 基金繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
13 こども未来基金繰入金	94,819	18,895	113,714	1 こども未来基金繰入金	18,895	
計	1,412,601	32,643	1,445,244			

歳　出

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 児童福祉総務費	2,919,964	431,381	3,351,345				431,381	14 工事請負費	1,384	その他整備工事
								18 負担金補助及び交付金	6,177	私立保育所運営費補助金
								22 償還金利子及び割引料	94,753	過年度償還金
								24 積立金	329,067	こども未来基金
3 保育所費	1,051,090	4,718	1,055,808				4,718	10 需用費	2,454	賄材料費
								17 備品購入費	2,264	保育所用備品
計	6,760,146	436,099	7,196,245				436,099			

（款）　8 教育費

（項）　1 教育総務費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
3 生駒南小学校・中学校整備事業費	12,597	18,895	31,492			18,895 (繰入) 18,895		12 委託料	18,895	設計等委託料
計	495,839	18,895	514,734			18,895				

(款)　8 教育費

(項)　2 小学校費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 学校管理費	395,122	13,489	408,611				13,489	10 需用費	9,309	修繕料
								14 工事請負費	4,180	学校施設改修工事
計	472,884	13,489	486,373				13,489			

(款)　8 教育費

(項)　4 幼稚園費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 幼稚園費	857,670	2,404	860,074				2,404	1 報酬	2,269	パートタイム会計年度任用職員
								12 委託料	135	給食業務委託料
計	857,670	2,404	860,074				2,404			

(款)　8 教育費

(項)　5 社会教育費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
2 社会教育施設費	881,427	6,749	888,176				6,749	12 委託料	6,749	体育施設管理運営委託料
計	1,397,240	6,749	1,403,989				6,749			

(款)　8 教育費

(項)　6 保健体育費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食材料費	541,893	29,234	571,127				29,234	10 需用費	29,234	賄材料費
計	1,373,645	29,234	1,402,879				29,234			

報告第１６号

令和５年生駒市議会第４回（９月）定例会提出議案の結果について

令和５年生駒市議会第４回（９月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第１号の規定により、次のとおり報告する。

令和５年１０月２３日提出

生駒市教育委員会
教育長　原　井　葉　子

【提出議案】
・令和５年度生駒市一般会計補正予算（第５回）

【審議経過】

令和５年９月４日	開会
令和５年９月６日	再開
令和５年９月１２日	厚生文教委員会
	予算委員会（厚生文教分科会）
令和５年９月１５日	予算委員会
令和５年９月２０日	決算審査特別委員会（厚生文教分科会）
令和５年９月２６日	再開
令和５年９月２８日	予算委員会
令和５年１０月２日	再開

【結果】
市議会議案第４２号を撤回ののち市議会議案第６３号を原案のとおり可決

議案第２５号

壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について

壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第２条第１号の規定により、次のとおり報告する。

令和５年１０月２３日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画（案）

1　これまでの取組

(1) 検討協議の過程

① 令和２年２月　「今後の生駒市立幼稚園のあり方について」答申

・現状と課題の抽出

・公立園の役割

・公立園の適正な施設配置と運営　等

② 令和２年１０月　「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」策定

・望ましい規模を確保し、幼稚園に関する課題に対応するための具体的な方策　等

③ 令和３年８月 地域協議会からの「意見書」提出

・なばた幼稚園、壱分幼稚園、俵口幼稚園、生駒台幼稚園のそれぞれに設置した地域協議会において議論を重ね、意見書がまとめられた。

④ 令和３年１１月　「生駒市立幼稚園の再編に係る方向性」（以下、「方向性」）策定

・壱分幼稚園の単独でのこども園化と、保護者・地域との協働、より良い教育活動の検討を進めていく。

・生駒台幼稚園は、当面は引き続き公立幼稚園として継続する。こども園化を見据えた検討を進めていくこととする。

・なばた幼稚園、俵口幼稚園においては、保護者や地域の方々と協議する場を創出する。

2　壱分幼稚園のこども園化について

(1) 認定こども園の整備

「方向性」に示されているとおり、壱分幼稚園をこども園として整備を進める。進めるにあたっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」）に基づく認定こども園とする。

(2) 認定こども園の整備手法

① 認定こども園の類型

認定こども園は、機能別に以下の４つの類型に分かれている。本市においては、保護者の高まる保育ニーズや多様化する就労形態及び教育・保育のさらなる質の向上に対応するため「幼保連携型」とする。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型 (※)
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園＋保育所機能)	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	幼稚園機能 ＋保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員要件	保育教諭 (幼稚園教諭 ＋保育士資格)	満３歳以上⇒両免許併有が望ましいがいずれかでも可 満３歳未満⇒保育士資格が必要		
給食提供	・２・３号の子どもに対する食事提供の義務 ・自園調理が原則・調理室の設置義務（満３歳以上は、外部搬入可）			
開園日等	11 時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定	11 時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定

※地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

○ 幼保連携型が望ましい理由

・設置主体において、幼保連携型は、多くの保育所等で運営を実施している学校法人及び社会福祉法人が運営できるため、公募の際に応募者が多数見込める。幼稚園型では、社会福祉法人は設置できず、また、保育所型、地方裁量型においては制限がないため教育・保育の質の確保が課題となる。

・職員要件において、幼保連携型のみに幼稚園教諭と保育士資格の併有が義務付けられているため、より質の高い教育・保育サービスの提供が可能となる。

・開園日等について、幼保連携型及び保育所型が１１時間及び土曜日開園が原則であり、保育ニーズの高い保護者に対応することができる。

② 設置・運営主体

幼児教育については、法的に「学校」として位置付けられていることから、国、地方公共団体、学校法人のみが設置できることとなっていたが、認定こども園法により、幼保連携型認定こども園の設置・運営主体は、社会福祉法人による運営も可能となっている。

よって、本市の幼保連携型認定こども園の設置・運営主体は、市が施設を整備し運営する「公設公営」又は市が施設を整備し学校法人や社会福祉法人（以下、「法人」）が運営する「公設民営」、法人が施設を整備し運営する「民設民営」のいずれかが考えられる。

今回、市立壱分幼稚園を幼保連携型認定こども園として開園するにあたり、０歳児から２歳児（以下、「乳幼児」）を受け入れるための保育室、給食を提供するための調理室、看護職員等が常駐となるための保健室、職員の増員に伴う職員室等の施設整備が必要となる。これらの施設整備にかかる経費や、開園後の運営にかかる経費は、設置・運営主体が法人でなければ、国庫等補助を受けることができないことなど、市財政への負担を考慮すると、「民設民営」により実施することが適していると考える。

③ 公私連携幼保連携型認定こども園の整備

市立幼稚園を「民設民営」の認定こども園とした場合、市立幼稚園が取り組んできた、地域や小学校との連携や、支援が必要な園児の受け入れ等の役割を、法人が引き継ぎ、継続していくことが求められる。そのためには、認定こども園法第３４条に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とし、市と法人が以下の事項等について協定を結ぶことにより、市の関与を明確にすることができ、民設民営であっても、市の教育・保育の方針を反映できる。

【協定締結事項】（例）

一　協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
二　公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
三　市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
四　協定の有効期間
五　協定に違反した場合の措置
六　その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(3) 認定こども園の整備計画

市立壱分幼稚園を認定こども園に移行するためには、乳幼児用の保育室やトイレ、調理室の新設、保健室や職員室の拡充が必要であり、これらを現在、市立壱分幼稚園に在園している園児の保育を継続しながら、法人が国庫等補助を得て行うには、全面建て替えが不可欠である。

定員は、近隣保育所等の状況も勘案し検討する必要があるが、０歳児６人、１歳児１２人、２歳児１２人、３歳児４０人、４歳児６０人、５歳児６０人の合計１９０人程度を想定している。

【整備スケジュール】

	R5	R6	R7	R8	R9
市立 壱分幼稚園	現園を継続				閉園
	壱分幼稚園 関係者への説明・意見聴取	保護者説明会 地元説明会 入園説明会での周知	入園説明会での周知	入園説明会での周知	
公私連携 幼保連携型 認定こども園	整備に関する基本計画の策定	事業者選定・協定締結 実施設計	補助金申請 施設整備		開園